

星宮広場（旧星宮小学校校庭）の使用に関するルール

令和7年4月1日から旧星宮小学校校庭を広場（以下、星宮広場とします。）として開放します。以下のルールを守って御使用ください。

1 対象者

- (1) 対象者の制限はありません。原則、予約不要でどなたでも自由に立ち入ることができます。
- (2) 上記(1)の例外として、これまで学校開放等で星宮小学校校庭を使用して行われていた団体の活動や地域行事（以下、地域行事等とします。）について優先的な使用を認めることとします。地域行事等で使用していない範囲は原則どおり、どなたでも使用できます。なお、地域行事等の予定は、予め掲示板（星宮体育館入口付近）や市のホームページでお知らせしますので御確認ください。

2 使用できる日時

年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く午前8時30分～午後6時まで。

※広場には照明がありませんので夜間は使用しないでください。

※星宮体育館の開館日時は年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く午前8時30分から午後9時30分です。

3 使用料金

無料とします。

※**星宮体育館は有料**の施設です。

4 使用上の注意事項

- (1) 地域行事等で星宮広場を使用する場合は事前に施設マネジメント課の承認が必要です。おおむね3週間前までに申請してください。
- (2) 除草などは市で定期的実施する予定ですが、地域行事等で使用する際は各団体においても施設の美化（使用範囲の整地・除草、トイレ清掃等）に御協力ください。
- (3) 施設使用中の事故等については、本人及び利用団体で責任を負うこととします。
- (4) 施設や設備の破損などが生じた場合は、以下のいずれかへ連絡してください。

ア 広場所管課：施設マネジメント課	048-524-1116(平日8:30~17:15)
イ 体育館所管課：スポーツタウン推進課	048-524-1760(平日8:30~17:15)
ウ 現場窓口：社会教育課市史編さん室	048-525-4550(平日8:30~17:15)
- (5) トイレは体育館内または屋外のトイレが使用できます。
- (6) ゴミやペットのフンなどは、各自が責任をもって持ち帰ってください。
- (7) 幼児が遊ぶときは、保護者が同伴してください。

裏面へ続く

- (8) 体育館北側の駐車場は体育館利用者が優先となります。星宮広場を使用する方は、事務所（旧校舎）南側の職員駐車場が空いている場合はそちらに駐車してください。
- (9) 南側正門付近は、成田星宮小学校の児童がスクールバスの乗降に利用しますので、スクールバスが運行する時間帯の駐車は特に御注意ください。
- (10) 星宮広場では次のことを禁止とします。皆さんが気持ちよく使用できるよう御協力をお願いします。
- ア 周囲の人や物に危険を及ぼす行為
 - イ リードを使用しないでペットを散歩させる行為
 - ウ 硬いボールを飛ばす球技
 - エ 火を使う行為
 - オ 広場内での飲酒、喫煙
 - カ 施設をこわしたり、汚したりする行為
 - キ 勝手にものを作ったり、形を変えたりする行為
 - ク 植物を植えること
 - ケ 広場を占有する行為（市が承認した地域行事等を除く）
 - コ 営業活動
 - サ その他広場の管理上支障のある行為
- (11) 星宮広場は雨水貯留機能があり、雨天時は冠水することがあるので注意してください。
- (12) 上記のルールを守れない場合には以降の使用を認めないことがあります。

連絡先

熊谷市総合政策部施設マネジメント課

電話 048-524-1116